

開催日時	平成 26 年 8 月 16 日（土） 14:00 ～ 16:30
科目名	特許法（間接侵害について）
講師	飯村 敏明（知的財産高等裁判所判事）
内 容	<p>特許権者は、第三者が特許の実施をしている場合に、その第三者に対して、特許権侵害（直接侵害）に基づく差止請求をすることができる（法 100 条参照）。また、特許権者は、第三者が特許の実施をしていない場合であっても、特許発明の実施品と一定の関連のある物を生産したような場合、その第三者に対し、同様に特許権侵害の責任を問うことができる（法 101 条参照）。</p> <p>しかし、クレームが、複数の者（例えば不特定多数の顧客）が関与することを前提として記載された場合に、特許権者が、その一部の行為をした者のみを被告として特許権侵害の責任を追及したときには、上記規定で想定していない複雑困難な問題を生じる。特に、IT 関連の特許、ビジネス関連の特許においては、そのような実例が多い。裁判例を基礎に検討する。</p>